

IV給付に関すること

Q5 基本年金を繰上げ・繰下げて受けることはできますか？

A5

基本年金のうち代行部分は繰り上げて受給することも繰り下げて受給することも可能です。
ただし、繰上げ、繰下げともに制約等がありますので、メリット・デメリットを理解したうえでご判断ください。

★繰上げについて

65歳から受ける老齢基礎年金と老齢厚生年金(報酬比例部分)は、**60歳から65歳未満**の間で繰り上げて受けられますが、本来の年金額より繰上げ1カ月につき**0.4%減額***された年金を生涯受けることとなります。繰上げ請求は60歳代前半の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢前は老齢厚生年金と老齢基礎年金を同時に行わなければなりません。なお、**老齢厚生年金を繰り上げた場合、当基金から受ける基本年金は付加部分+減額後の代行部分**となります。

* S37.4.1以前生まれの人は0.5%減額されます。

★繰下げについて

65歳から受ける老齢厚生年金の支給開始は、**66歳以後75歳***になるまでの希望するときまで繰り下げることができます。老齢厚生年金の支給を繰り下げた場合は、当基金の基本年金のうちの代行部分も繰り下げて受けることとなります。なお、繰下げ期間中は年金の支給は停止され、支給される年金には繰り下げた期間に応じた増額分(1カ月の繰下げで元の年金額に対して**0.7%増額**)が上乗せされます。

* S27.4.1以前生まれの人は70歳になるまでです。

当基金への手続き



繰上げ受給を希望する場合は業務部(03-5159-7510)までご連絡ください。
繰下げ受給を希望する場合は65歳到達月の中旬に書面にて繰下げの意思確認を行いますので、老齢厚生年金を繰り下げる方は必ず手続きを行ってください(信用金庫に在職中の場合は事業所を通して手続きを行います)。